

○三芳町ホームページバナー広告掲載基準

平成19年1月12日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町有料広告物取扱要綱(平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、町が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三芳町ホームページ(以下「町ホームページ」という。) 町が管理するホームページで、<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、次のとおりとする。ただし、特別な理由により、町が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 位置 トップページで町が指定した位置
- (2) 枠数 10枠程度
- (3) 規格

大きさ 縦40ピクセル 横155ピクセル

データ形式 JPEG若しくはGIF

データ容量 10KB以下

画像は静止画像とすること

(バナー広告の掲載禁止)

第4条 要綱第3条第2項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告

は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 町の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の内容又は表現として適当でないと町が認めるもの

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、町が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、町が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、町が別に定める。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、町とバナー広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、広告取扱事業者にバナー広告の掲載を申し込むものとする。
- 3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者のバナー広告案及びリンク先をとりまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、町に承諾を求めなければならない。

(掲載の決定)

第7条 町は、広告取扱事業者から前条第3項による承諾を求められた場合は、要綱第6条に規定する委員会において、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 町は、提出されたバナー広告案の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

(バナー広告の提出)

第8条 広告取扱事業者は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、町に提出するものとする。

2 前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(掲載の取消し)

第9条 要綱第9条第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、町は、広告取扱事業者を通じて、広告主に取消し理由を付した書面により通知するものとする。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、町は、広告取扱事業者が町に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第10条 要綱第10条の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により広告取扱事業者を通じて、町に申し出なければならない。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、町は、広告取扱事業者が町に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(町ホームページの停止)

第11条 町は、1日を超えて町ホームページの運営を停止した場合は、広告取扱事業者が納入すべき契約金を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、町がホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額は行わないものとする。

(バナー広告の変更)

第12条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主が、前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、第6条第3項、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。

(リンク先のURLの変更)

第13条 広告取扱事業者は、広告主がバナー広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、町に届け出るものとする。

(その他)

第14条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町の判断に従うものとする。

2 この基準に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第52号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。